

「さが文化芸術活動サポート補助金」 Q&A

問1 この制度の目的を教えてください。

本補助金は、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が、自ら行う創造的な舞台公演や、作品展示活動などを支援することで、本県の文化芸術団体の活動がさらに活性化し、また、本県の文化芸術活動の裾野の拡大につなげていくことを目的としています。

問2 補助の対象となる「文化芸術団体」を教えてください。

県内に本拠を置き活動している文化芸術団体が対象です。法人格を持たない任意団体も対象となりますが、下記の要件を充たす必要があります。

- 団体の概要を示す書類（会則等）を備え、会員を有する団体であること。
（申請時に会則、規約等及び会員名簿について資料を提出いただきます。）

問3 自ら行う創造的な舞台公演、作品展示活動とは、どういうことを指すのでしょうか。

この補助制度の目的は、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が、自ら企画して、主としてその会員が出演して行う舞台公演や、自ら企画して、主としてその会員の作品の展示会等を行うことを支援するものです。

県内の文化芸術団体が事業主体となっても、会員は出演・創作せず、企画・運営だけを行う場合は支援の対象とはなりません。

これらの活動を支援することで、県内の文化芸術団体の活動がさらに活性化し、また、本県の文化芸術活動の裾野の拡大につなげていくことを目的としています。

問4 会員に占める県外者の割合などの制約がありますか？

あります。

この補助制度の目的は、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が、自ら企画して、主としてその会員が出演して行う舞台公演や、自ら企画して、主としてその会員の作品の展示会等を行うことを支援することで、県内の文化芸術団体の活動がさらに活性化し、また、本県の文化芸術活動の裾野の拡大につなげていくことを目的としています。

その目的からすれば、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体とはいえ、申請時点においてその活動の本拠が県外であったり、その会員の過半が県外在住者によって占められている場合には、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体と認められない場合があります。

問5 舞台公演、作品展の開催にあたり、入場料を徴収する場合は補助金が減額されますか。

減額されません。

この補助制度の目的は、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が、自ら企画して、主としてその会員が出演して行う舞台公演や、自ら企画して、主としてその会員の作品の展示会等を行うことを支援することで、県内の文化芸術団体の活動がさらに活性化し、また、本県の文化芸術活動の裾野の拡大につなげていくことを目的としていることから、当該企画自体を質の高い企画とするためにも、また、今回の補助対象事業を実施することによってその後の活動がさらに活性化していくためにも、入場料を徴収して企画を実施していくことが好ましいと考えています。したがって、当該事業を有料企画とすることで、補助金額を減額することはありません。

問6 県内の音楽関係者が、実行委員会を組織し、コンサートを開催する場合、補助事業の対象となりますか。

申請する実行委員会が、「県内に活動の本拠を置く文化芸術団体」であり、自ら企画して、主としてその会員が出演して行うコンサートで、かつ、「創造的」なものであると認定されれば、補助対象となると考えられます。

「創造的」なものといえるか否かについては、本補助金を活用して、「これまで実施していた活動よりも規模や質において一歩進んだ企画となっているか」により、判断します。

問7 県外で行われる活動も補助対象となりますか。

対象となりません。

本補助金は、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が、自ら行う創造的な舞台公演や、作品展示活動などを支援することで、本県の文化芸術団体の活動がさらに活性化し、また、本県の文化芸術活動の裾野の拡大につなげていくことを目的としており、その効果が、補助対象となった文化芸術団体の支援にとどまることなく広がっていくことを企図していることから、対象を県内での公演等に限って補助対象としているものです。

問8 補助金の審査は誰がどのように行うのでしょうか。

補助金の審査は、佐賀県文化課が実施します。

問9 どのようなものが補助対象経費となりますか。

県内開催の舞台公演に必要な経費、県内開催の作品展示に必要な経費は全て対象となります。申請者は、補助者から確認があった場合は、舞台公演や作品展示に必要な経費であることを証明する必要があります。

ただし、交付決定日以降から交付申請日の属する年度内に自ら支払った経費であること

が銀行振込明細書、領収書等といった証拠書類により確認できるもののみ、対象経費となります。交付決定日より前に支払った経費は対象となりません。

また、飲酒を伴う懇親会費、打ち上げ費、接待費など、社会通念上、公金支出にふさわしくない経費は対象経費となりません。

更に、団体の通常の運営管理に係る経費（給与や手当といった人件費、事務所賃料・光熱水費といった事務費など）とみなされるものは対象経費となりません。

問 10 証拠書類とはどのようなものですか。

銀行振込明細書、領収書等のことを指します。なお、領収書には下記情報が全て記載されている必要があり、不備のある領収書は受け付けることができません。

- ・領収書を発行した者
- ・支払年月日
- ・但し書き
- ・金額
- ・宛名（申請団体名と同一であること）

例外として次の事業者が発行する領収書は、宛名なしでも受け付けます。

小売業/飲食店業/旅客運送業（タクシー、バス、鉄道、航空会社など）/駐車場業/
旅行業/その他これらに準ずる事業で不特定多数の者に資産の譲渡等を行うもの

なお、銀行振込明細書の場合は但し書きを確認するため当該支出に対応する請求書を添付してください。

問 11 実績報告の際の添付資料を教えてください。

要綱で定められた様式の外、以下のものを提出してください。

「実施状況を示す書類」

- ・当日の写真…複数枚、全体の様子が分かるものを含むこと
- ・ポスター・チラシ
- ・プログラム
- ・広告や新聞記事の写し 等

※集客規模 1,000 人以上の舞台公演の場合は上記に加え、

- ・全ての半券等の写し
- ・無料公演で半券がない場合は、客席側の全景がはっきりと写り集客人数が 1,000 人以上であることがわかる写真

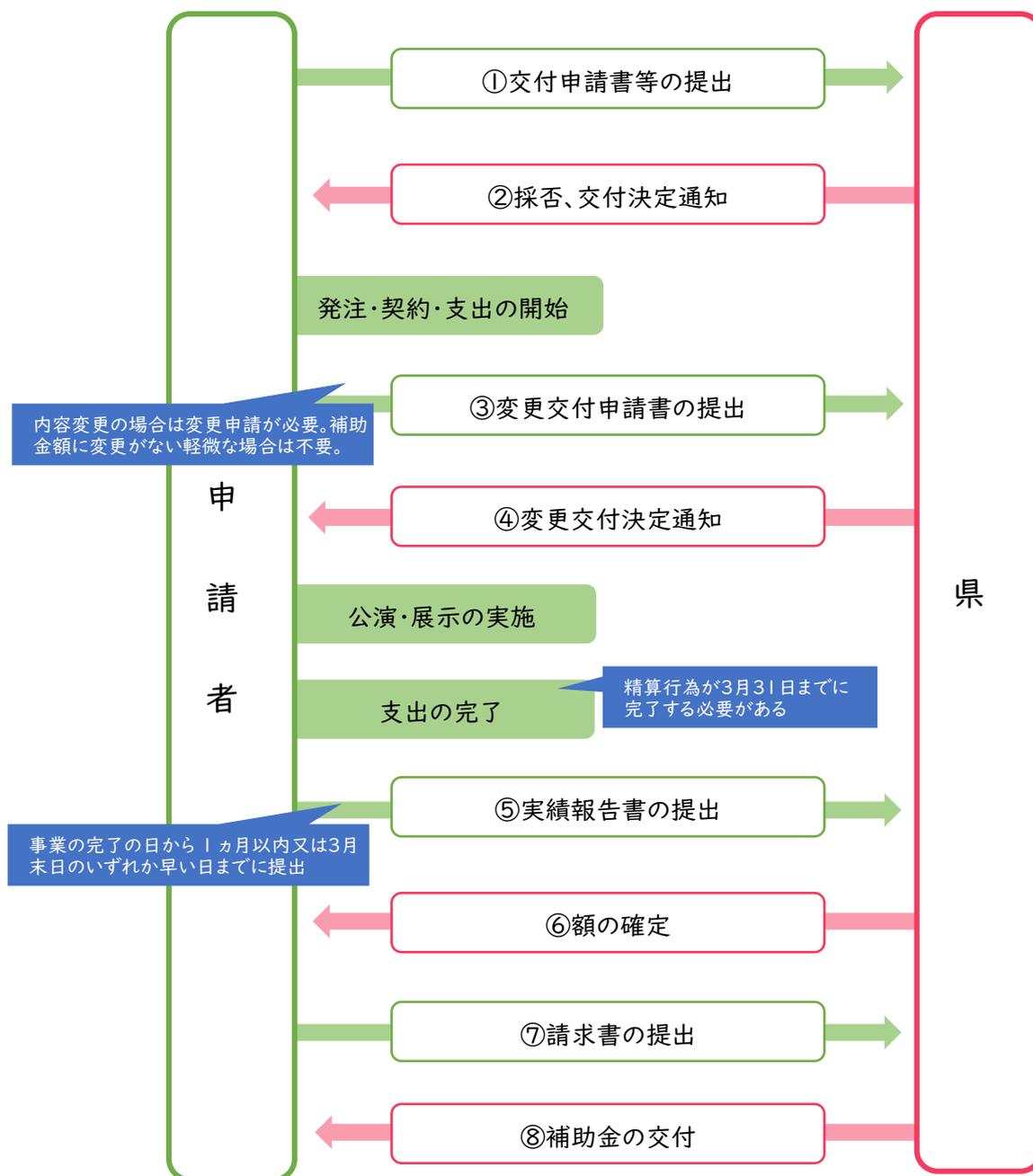
「証拠書類（領収書もしくは銀行振込明細書及等）の写し」

- ・補助対象経費として計上したすべての証拠書類の写し

問 12 補助金の申請から支出までの流れを教えてください。

全体の流れは以下のとおりです。

なお、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、作成した書類の写しや県からの通知原本とともに、事業が完了した翌年度から5年間保管する必要があります。



問 13 チラシやポスターに補助金について記載する必要がありますか。

あります。

チラシ・ポスター、プログラム等の印刷物には、必ず「令和7年度さが文化芸術活動サポート補助金事業 supported by 佐賀県文化課」と記載し、ロゴマークを掲載してください。

ロゴマークの使用に係るデザイン上のルールは「さが文化芸術活動サポート補助金ロゴマークマニュアル」を参照してください。



問 14 さが文化芸術活動サポート補助金を申請した企画について、他の補助金の交付を受けることもできますか。

補助裏に他の補助金を充当することができます。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第3条第2項第3号でいう「補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分」のことを一般的に補助裏ないし裏負担と称しています。この部分については、他の補助金を財源とすることができます。